

て藏人辨と申けるが扇に、妻子珍寶及王位臨命終時不隨者といふ文を書いて、もたれたりけるを御覽せられけるよりこそ、いと御心おこりにけれ、

〔古事談王道后宮〕花山院御出家ノ時天下騒動ス、有人大入道殿兼ニ申ス、仰云、ケンウハアラジ、能求ヨ云々、不令騒給云々、

〔大鏡五太政大臣伊弉〕花山院の御出家の本意あり、いみじう行はせたまふ、修行せさせたまはぬ所なし、されば熊野の道に千里の濱といふ所にて、御こゝちそこなはせたまへれば、濱づらに石のあるを御枕にて大とのごもりたるに、いと近くあまの鹽やく烟のたちのぼる心ばそさげにかにあはれにおぼされけん、

旅の空よはのけふりとのぼりなばあまのともし火たくかどやみん、かゝる程に御驗もいみじうつかせ給ひて、中堂にのぼらせ給へる夜、驗くらべしけるをこゝろみんとおぼしめして、御心の内に念じおはしませければ、護法つきたる法師、おはしませす御屏風のつらにひきつけられて、ふつとうごきもせず、あまりひさしくなれば、いまはゆるさせ給ふおり處つげつるをそうごものがりをどりいぬるを、はやう院の御護法のひきとるにこそありけれど、人々あはれに見奉る、それさる事に侍り、験もまなによる事なれば、いみじきおこなひ人也ともいかにかならずらひ申さん、前生の戒力に又國王位をすて給へる、出家御功德かぎりなき御事にこそおはしませらめ、ゆくすゑまでもさばかりにならせ給ひなん御心には、懈怠せさせ給ふべき事かはな、

〔日本紀略十四後一條〕長元九年四月十七日乙丑、戊刻天皇落飾、崩于清涼殿、

〔扶桑略記拔萃聖武下〕天平廿一年○天平勝正月十四日○中後、高野天皇○孝受戒爲尼、名法基、

○按ズルニ、後ハ、後日ノ義ナリ、

〔帝王編年記十一孝謙〕天平勝寶六年甲午四月、東大寺戒壇、天皇初登壇受戒、鑒眞和尚菩薩戒也、

天皇受戒